

地域防災計画とは？

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的に市の防災会議が作成する計画である。

修正を行うには？

いわき市防災会議条例に基づき、「いわき市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること」として、いわき市防災会議で修正(案)について議決が必要。

なお、事前に市執行部の災害対策本部員会議にて、修正(案)の合意形成を図る。

今回の修正は？

国・県の動向や、制度・各基準の改定などを踏まえながら、次項に定めるとおり、所要の改正を実施するもの。(次項①～②)

いわき市地域防災計画体系図

地震・津波災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興計画

風水害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興計画

事故対策編

- | | |
|----------|-----------|
| 第1章 総則 | 第5章 道路災害 |
| 第2章 海上災害 | 第6章 危険物災害 |
| 第3章 鉄道災害 | 第7章 大規模火災 |
| 第4章 航空災害 | 第8章 林野火災 |

原子力災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 原子力災害事前対策
- 第3章 緊急事態応急対策
- 第4章 原子力災害中長期対策

1 (地震・津波災害対策編)の主な修正点について

福島県が令和4年11月に公表した「福島県地震・津波被害想定調査結果」の追記

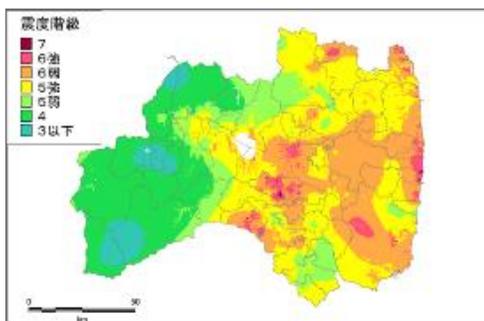
【想定される地震】

想定地震名	本市の最大震度
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	5弱 (M7.8、Mw7.1)
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	4 (M7.7、Mw7.0)
③ 想定東北地方太平洋沖地震	6強 (M9.0、Mw9.0)
④ 各市町村直下の地震	7 (M7.3、Mw6.8)

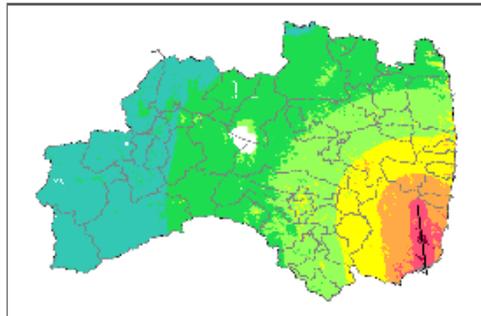
福島県では、令和4年11月にこれまで公表していた被害想定調査結果を平成10年3月以降、約20年ぶりの全面見直しを行った。

また、公表された被害想定では、想定される津波について、福島県土木部で令和4年8月に公表した、津波浸水想定に基づき、最新の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の結果を採用している。

このことから、本市が東日本大震災以降に行った独自の被害想定調査結果と併せ、地域防災計画(地震・津波災害対策編)へ追記するもの。



想定東北地方太平洋沖地震



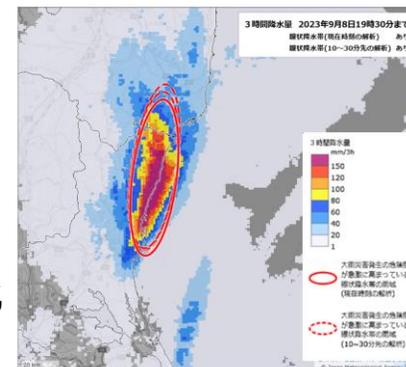
市町村直下地震(いわき市直下)

2 (風水害対策編)の主な修正点について

① 令和5年台風第13号災害検証による改善提案を踏まえた修正によるもの

① 線状降水帯などの発生に備え、早めの避難を促すため避難情報発令基準の見直しを実施

- 線状降水帯などの短時間豪雨時に、早期避難を促すため、高齢者等避難などの発令基準を追記
- 本市域において、線状降水帯が発生した場合の緊急安全確保の発令基準を明確化



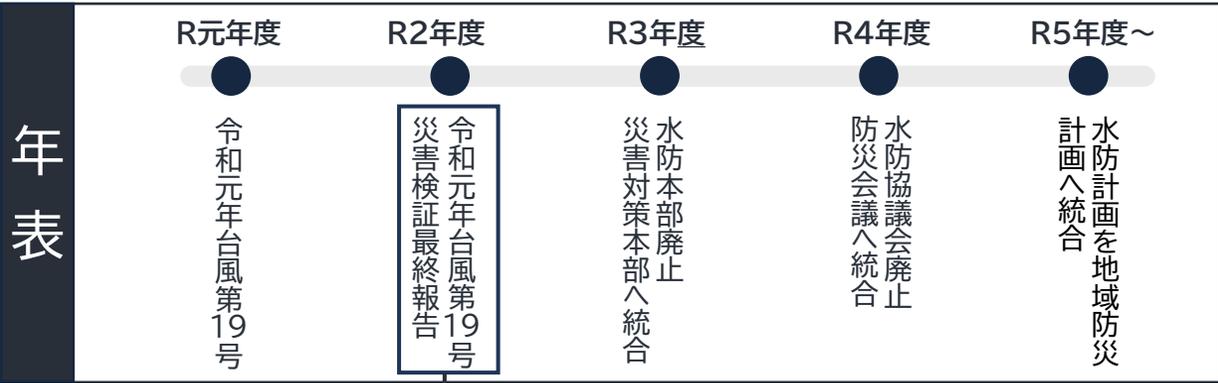
② 市災害対策本部の体制を職員の安全を第一に、災害の規模などに応じ柔軟に変更できるように、参集基準の見直しを実施。

② いわき市水防計画の統合に係る修正

① 市水防計画を市地域防災計画(風水害編)へ統合することに伴う修正

- 原子力災害対策編は、福島県地域防災計画の修正等を踏まえ、福島第一・第二発電所に係る緊急時通報連絡系統図等を修正。
- 令和6年度の事故対策編の修正事項はなし。

1 これまでの経過



【令和元年台風第19号 災害検証委員会 提言(抜粋)】

- ① 大型台風など、大規模災害の発生が予想される場合は、初動から災害対策本部を設置する。
- ② 災害対応にあたり、水防本部・災害対策本部の2つの体制を災害対策本部へ一本化する。

提言を踏まえ、災害対応時の意思決定の迅速化を図るため、水防に係る各種体制などをそれぞれ災害対策本部及び防災会議へ統合し、最終的に地域防災計画へ水防計画を統合する。

2 地域防災計画の統合に係る対応

市水防計画では災害初動期に発生する水防事務の処理について定められていることから、地域防災計画「風水害対策編」第3章 災害応急対策へ統合し、「別表」及び「資料編」については、地域防災計画「資料編」へ統合する。

統合イメージ

いわき市水防計画

- 1 水防計画 本編
- 2 水防計画 別表
- 3 水防計画 資料編

いわき市地域防災計画 (風水害対策編)

第3章 災害応急対策

第17節 水防活動等 (いわき市水防計画)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 計画の目的 | 5 水防施設及び水防資材 |
| 2 水防事務の処理 | 6 水防活動等 |
| 3 災害対策本部の設置 | 7 河川・堤防の巡視等 |
| 4 水防巡視等 | 8 費用負担と公用負担 |

いわき市地域防災計画 (資料編)

水防計画 資料編

3 主な統合内容

水防計画(本編)

- 第1章 目的
- 第2章 水防事務の処理
- 第3章 水防本部等の設置

- 第4章 水防本部等の組織
- 第5章 水防本部の職制及び職務
- 第6章 水防本部及び地区水防部の事務分掌及び職員配置
- 第7章 水防活動体制

↓
災害対策本部へ体制統合により削除

第8章 水防巡視等

- 第9章 水防施設及び水防資材
- 第10章 水門等の操作 ↑ 統合

第11章 水防活動等

- ① 水防活動等
- ② 河川・堤防の巡視等
- ③ 費用負担と公用負担

それぞれ分割して記載

第12章 避難

- 第13章 水防活動及び被害状況の報告

水防計画(別表)

- 第1 水防本部の事務分掌及び職員配置 ↑ 災害対策本部へ体制統合により削除
- 第2 河川水門等操作要領
- 第3 河川区間水門一覧
- 第4 重要水防区域
- 第5 重要水防区域位置図
- 第6 水防警報指定河川・海岸

- 第7 洪水予報河川(夏井川)
- 第8 水位周知河川
- 第9 洪水予報・水位周知河川位置図

- 第10 土砂災害警戒区域
- 第11 避難所

↓ 地域防災計画資料編に統合

水防計画(資料編)

- 1 いわき市水防協議会条例 ↑ 条例廃止に伴い削除
- 2 いわき市地域防災計画に定める大規模な工場及びその他施設の用途及び規模の基準に関する条例
- 3 いわき市水防対策実施要綱 ↑ 災害対策本部へ体制統合により削除
- 4 避難行動要支援者避難支援事業に係る水害に関する避難準備情報 ↑ 地域防災計画(風水害編)に統合
- 5 浸水想定区域内における大規模工場等への取組み

- 6 浸水想定区域内の要配慮者施設・大規模工場等
- 7 土砂災害警戒区域等内に係る要配慮者等施設

↓ 地域防災計画資料編に統合

- 8 水害の際の感染症予防マニュアル ↑ 地域防災計画(風水害編)に統合
- 9 水防法 ↑ 簡略化のため削除
- ※ 災害対策基本法の掲載は行わないため
- 10 水防工法



1 令和5年台風第13号災害を踏まえて

令和5年9月8日に発生した台風第13号災害では、線状降水帯の発生により、甚大な被害が発生した。被災経験を本市の防災力・災害対応能力向上に繋げるため、当時の災害対応等の課題を東北大学災害科学国際研究所を中心とする災害検証チームによる検証を行い、令和6年9月に最終報告を行った。提言では、避難情報の改善や市災害対策本部の職員参集体制の見直しなどが挙げられたところ。今般、提言を踏まえ、対応について改善を図るため地域防災計画の避難情報発令基準等の見直しを行うもの。



令和6年9月5日
検証チームからの最終報告会

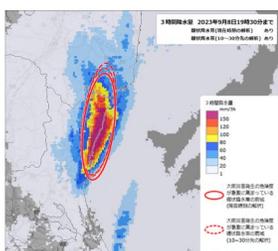
2 避難情報発令の課題

① 避難のリードタイムの不足

- 17:09 土砂災害警戒情報
 - ▼
 - 19:00 避難指示を発令
 - ▼
 - 19:39 顕著な大雨に関する気象情報
- ※ いわき市南部で線状降水帯が発生

土砂災害警戒情報の発表から避難指示の発令に時間がかかり、既に南部地区では内水氾濫が始まっていた。

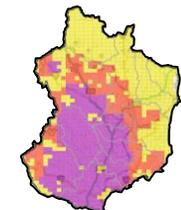
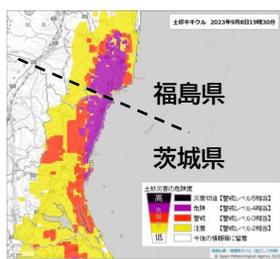
避難指示の発令後39分後には線状降水帯が南部地域に発生し、避難の猶予時間が十分とはいえなかった。



② 避難情報発令対象地域の絞り込み

- 15:00 いわき市全域に高齢者等避難を発令
- ↓
- 19:00 いわき市全域に避難指示を発令

高齢者等避難、避難指示の発令をいわき市全域を対象としたため、線状降水帯から離れていた、いわき市中部地域や北部地域の、住民の危機感が失われてしまった。



9/8 19:00時点
いわき市の土砂キキクル

3 職員参集の課題

職員の安全を確保した参集について

南部地区 宮川・蛭田川流域に対して、緊急安全確保の発令後、市災害対策本部等を全職員を参集対象とする第3配備体制に移行したが、既に市内では線状降水帯が発生し、南部地域では内水氾濫が発生するなど、大きな危険を伴う可能性がありながら職員参集を行ってしまった。

緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況で、身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

※ 内閣府 避難情報に関するガイドラインより

4 課題解決に向けた方向性

災害検証チームより、避難情報発令の課題と職員参集の課題について示された提言と、今後の対応については、地域防災計画の修正を基本とし、次のとおり取組む。

避難情報発令の課題解消に向けて

線状降水帯などの短時間豪雨に備えた避難情報発令基準の見直しを行うこと
市全域の避難情報の発令を極力避け、地域単位もしくは河川単位での発令にすること
※ 台風の進路や線状降水帯の発生が予測しがたい場合はこの限りでない

大雨警報を根拠とする「土砂災害」に係る避難情報の発令基準の見直しを次とおり実施する。

- ① 線状降水帯などの短時間豪雨時に早期避難を促すため、避難情報発令基準を追加
- ② 線状降水帯などの短時間豪雨が予測される場合に、本市を地域ごとに分割し避難情報発令を実施

職員参集の課題解消に向けて

職員参集基準の見直しを行うこと

職員の安全確保を念頭とし、災害の規模・程度に応じ柔軟に災害対策本部を設置するため、職員参集基準を改定。



5 避難情報発令基準の改定について

高齢者等避難

改定内容

線状降水帯から避難のリードタイムを確保するため発令基準を追加

発令基準

気象庁から福島県内に線状降水帯による大雨の半日程度前予測情報が発表され、かつ、本市域において、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨等が予想される場合。

避難指示

気象庁から福島県内に線状降水帯による大雨の半日程度前予測情報が発表され、かつ、本市域において、夜間から明け方の強い降雨等で立ち退き避難が困難となることが予想される場合

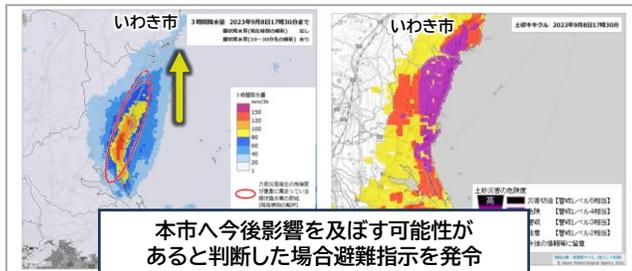
避難指示

改定内容

線状降水帯などの短時間豪雨が予想される場合、今後の気象状況に応じ本市を地域ごと(南北)に分割し避難情報を発令できるよう基準を追加

発令基準

気象庁から隣接自治体等において記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯発生情報)が発表され、かつ、数時間後に本市へ影響を及ぼすと予想される場合。
※ 南北の地域単位に分けた発令を考慮する
線状降水帯の発生や、台風の進行ルートが不明な場合はこの限りでない



緊急安全確保

改定内容

本市域において、線状降水帯が発生した場合の緊急安全確保の発令基準を明確化

発令基準

気象庁から本市域に顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯発生情報)が発表された場合

顕著な大雨に関する気象情報の主な発表基準

前3時間積算降水量(5kmメッシュ)が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
領域内の土砂キキルにおいて土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準への到達割合8割以上)又は洪水キキルにおいて警報基準を大きく超過した基準を超過

6 職員参集基準の改定について

改定内容

- ① 各種避難情報発令の決定時から災害対策本部体制を整備できるよう職員の参集基準を見直し
- ② 災害の規模・程度に応じ柔軟に災害対策本部体制を設置・体制移行できるよう、参集基準を見直し
- ③ 職員の安全確保を徹底するため、災害が発生・切迫する前に参集を完了させることを明確化

参集基準

【例:第3配備体制】

- ① 気象特別警報が発表された場合
- ② 風水害により市内の全域で被害が発生した場合または発生が予想される場合
- ③ 本部長(市長)が災害に対し、市職員が総力を挙げて対応することが必要と判断した場合

※ 緊急安全確保(警戒レベル5)の発令時は、既に災害が発生又は急迫しており、職員の参集に危険を及ぼすことから、市内の被害状況や気象状況を踏まえ、第3配備体制の配備は災害発生前の参集を基本とする。